

教職員のための不祥事防止校内ルール

令和7年4月
玉野市立宇野小学校

教職員の規範意識を高め、学校全体として不祥事の根絶に向け、教育に全力を注ぐ組織風土及び文化を確立するとともに、教職員が主体的に不祥事防止に取り組み、不祥事を起こさない体制を整えることを目的として、以下の内容を校内ルールとする。

1. 個人情報の保護・守秘義務

- 職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。
- 個人情報の紛失、流出がないよう管理に万全を期す。
 - ・不用意なインターネットでの閲覧を避けること。
 - ・パスワードの設定などで、データの改ざんなどの被害からパソコンを守る。
- 個人情報の外部持ち出しは、原則禁止とし、業務上やむを得ない場合は所属長の許可を得る。（紙媒体の物、USBのデータ等）
 - また、紛失しないように十分注意する
 - ・校内個人情報取扱規程に準ずる。

2. セクハラ・わいせつ行為の禁止

- 異性の教職員に対し、体型や服装などを、批判したり過度に賞賛したりして、相手にいやな思いをさせない。
- 児童との個別面談や個別の学習の際、一対一の状況を作らない。
 - ・複数で対応したり、面談の状況を他の教員と共有化したりする。校外で会うことがないようにする。
 - ・自家用車に児童を乗せることがないようにする。
- 児童・保護者と携帯の電話番号やメールアドレス等の交換をしない。
 - ・保護者と連絡が必要な場合でも、自分の携帯からの連絡は慎む。

3. 体罰の禁止

- 生徒指導対応については、複数の教職員による指導体制の中で、常に同僚と話し合い、上司に報告・連絡・相談するとともに、全教職員による共通理解を図り、一人で抱え込むことがないように心がける。
- いかなる状況においても体罰は許されないことを自覚し、別室における児童の指導については複数の教職員で行う。
- 言葉の暴力による体罰もあるので、暴言は慎む。

4. 公金の取扱い

- 全ての会計処理において帳簿などを整備し、上司の最終確認を経て、会計監査を受ける。
- 集金等で現金を扱う場合は、保護者との確認を確実にし、早急に処理をすること。
 - ・金庫での保管や、領収書の発行など確実に行う。

5. 交通法規の遵守

- 飲酒・酒気帯び運転の撲滅
 - ・飲酒の予定がある場合は自動車等で出かけない。翌日までアルコール分が体内に残存する場合があることも考慮する。
- 自動車などを運転する場合、交通法規を守り、安全運転に徹する。
- 事故発生時には教職員としての自覚と責任感により、冷静かつ適切に対処する。

6. その他

- 本校のきまりについて、PTA総会や学級懇談、ホームページを通じて周知、徹底を図る。
- 「信頼される教職員であるために 子どもたちを守る5つの禁止行為」の遵守、徹底を図る。

一人一人の教職員が不祥事根絶の取組の当事者である。

明るく風通しの良い職場作りをめざして

○職場内のコミュニケーションの活性化

○支え合う職場づくり

保護者・児童の皆様へ

宇野小学校では、以上の校内ルールの下、教職員一同、不祥事防止に取り組んでいます。不祥事についての相談窓口は

教頭・養護教諭 等	31-5796
宇野市教育委員会 学校教育課	32-5575